

南九州市告示第 63 号

南九州市景観改善事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 4 年 3 月 25 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市景観改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、南九州市景観条例（令和 4 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、景観づくりに著しく寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、予算の範囲内において南九州市景観改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南九州市補助金等交付規則（平成 19 年南九州市規則第 42 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「修景」とは、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により策定された南九州市景観計画（以下「景観計画」という）に定める景観形成基準に適合し、かつ、周辺の景観に調和させることをいう。

(補助事業の種類)

第 3 条 補助事業の種類は、次に掲げる事業とする。

(1) 景観改善事業

- ア 景観阻害要因の解消（空調・遮蔽物件の目隠し等）
- イ 自動販売機等の修景（色彩・木製囲い等の設置）
- ウ 景観スポットの整備（ベンチ等の設置、シンボルツリーの植栽、オープンスペース等の整備）
- エ 周辺景観に則した生垣の整備（修繕、樹勢回復又は植え替え等）
- オ 外壁等の色彩変更
- カ 眺望箇所等の整備（木竹の維持、伐採及び調整）

(2) 屋外広告物改修等事業

(補助の要件)

第 4 条 前条に定める事業毎の補助の要件は、それぞれ次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 前条第1号アからエまでについては、南九州市景観推進事業補助金交付要綱（令和4年南九州市告示第62号）の規定により補助を受け、地域景観計画を策定した景観づくり団体等（以下「団体等」という。）が実施する取組みであること。
 - (2) 前条第1号オについては、条例第17条に定める景観審議会が不適格物件と判断された建築物及び工作物で景観計画に定める景観形成基準に基づいた色彩の変更であること。
 - (3) 前条第1号カについては、団体等又は条例第16条に規定する景観重要公共施設及びその候補地において、整備に関する地域景観計画等を提出していること。
 - (4) 前条第2号については、景観計画に定める景観形成基準に基づいた屋外広告物の改修及び色彩の変更であること。ただし、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見することができる部分に係る経費に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。
- (1) 市税等の滞納がある者。ただし、新型コロナウイルスの感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている市税等については、この限りでない。
 - (2) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第1号及び第2号に規定する者
 - (3) 国又は他の地方公共団体等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている、又は受ける見込みのある者
 - (4) 販売を目的とする敷地（建売販売等を目的としている敷地を含む。）において行う者
- （補助対象経費及び金額）

第5条 補助の対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- （補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 実施設計書又は見積書等
 - (2) 現状を示す写真及び計画図面等
- （補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び現地の調査を実施し、また、必要に応じ景観審議会の意見を聴取し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第6条により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更申請等）

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第7条第1項の規定により承認を受けようとする場合は、同項の定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合、市長が必要と認める書類については、第6条の規定を準用する。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認すると決定したときは、規則第7条第2項の規定に基づき、補助事業者へ通知するものとする。

（概算払）

第9条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があり、かつ、財政経理上支障がないと認めるときは、交付決定額の10分の8以内で補助金の概算払をすることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業実績報告書及び収支精算書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書の写し
- (2) 実施内容の把握できる図書等
- (3) 事業の成果を証する写真等

（市への協力）

第11条 補助事業者は、市が行う景観形成事業及びまちづくり事業に対し、積極的に協力するものとする。

2 事業実施後は管理に努め、周辺環境を損なわないように保全するものとし、事業の継続及び自主運営に努める。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助事業 の種類	対象経費	補助金額
景観改善 事業	景観阻害要因の解消 （空調・遮蔽物件の目隠し等）	対象経費の1/2以内、10万円を 上限とし、同一の建物につき、 どちらかの事業を1回限りとする。
	外壁等の色彩の変更	
	自動販売機等の修景 （色彩、木製囲い等の設置）	対象経費の10/10以内、10万円 を上限とし、同一のものにつ き1回限りとする。
	周辺景観に則した生垣の整備 （修繕、樹勢回復又は植え替え等）	対象経費の1/2以内、30万円を 上限とし、同一の敷地につき 1回限りとする。
	景観スポットの整備 （ベンチ等の設置やシンボルツリー の植栽、オープンスペース等の整備）	対象経費の10/10以内、10万円 を上限とし、年1回で3年限 りとする。
	眺望箇所の景観整備 （木竹の維持、伐採等）	対象経費の10/10以内、20万円 を上限とし、年1回で3年限 りとする。
屋外広告 物改修等 事業	屋外広告物の改修及び色彩の変更	対象経費の1/2以内、10万円 を上限とし、同一の広告物に つき1回限りとする。